

医療機関・診療所
向け

医歯協

サイバーセキュリティ保険

(サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険)

IT化時代の診療所経営対策に

POINT
1自社被害に留まる
サイバー攻撃にも備えられます!POINT
2サイバー攻撃などのトラブル時にご利用
いただけるサポートデスクをご用意しています。POINT
3

さらに、団体ならではのお得な保険料!

A1プランの場合

月額 3,030円

※保険料は全額損金処理
できます。POINT
4

「資金損害補償」付プランを新設しました!

充実プランS3、S4コースのみ

WEB申込を受付中です!

PC: https://www.ishikyo.or.jp/cyber_web/お申込は
こちら※WEB申込のご利用には
WEB会員ログインが必要です。

保険期間(ご契約期間)

2025年9月1日 午後4時 ~ 2026年9月1日 午後4時

お申込締切日

2025年8月22日

中途加入も
随時受け付け
ております

お申込締切日

毎月25日(申込月)

第1回保険料引落日

2025年9月30日

第1回保険料引落日

申込月の翌月末

補償開始日

申込月の翌月1日午前0時

自動継続

前年と同じプランでご継続の場合、加入申込票の提出は不要です。
内容に変更がある場合、継続しない場合はお手続きが必要となります。

最終ページの加入申込票 兼 告知書でもお申込いただけます。

この文書はサイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険の概要をご案内するものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

診療所のさまざまなトラブルが、「情報漏えい」に 発展しないよう日頃の対策が重要です。

しかし、社員教育、管理徹底など、
いくら気を付けても
防ぎきれない場合があります。

オンライン
診療の
セキュリティ
対策

カルテ等
センシティブ情報
の紛失、盗難

迷惑メール
開封

退職
従業員

公共乗物
忘れ物

診療所
ホームページ
乗っ取り

電子カルテ
院内管理の
操作ミス

FAX
誤送信

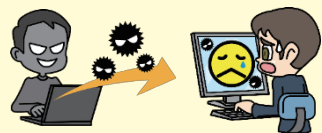


そんな万が一の為に備えておきたい

医歯協ならではの！ 便利でお得な制度

サイバー攻撃などのトラブル時に
ご利用いただける**緊急サポートデスク**を
ご用意しています。(ご加入のお客さま限定サービスです)

万が一サイバー攻撃を受け「パソコンの動作が不安定になった」など
トラブルが発生した際には、専用デスクでサポートいたします。



マルウェア感染などの
サイバー攻撃を受け、
事業活動がストップ



あいおいニッセイ同和損保
**サイバーセキュリティ
緊急サポート**へお電話



経験豊富なスタッフが、
リモートサポートにより、
いつでも復旧対応
24時間365日対応

トラブル事例

ウイルスに感染し
パソコンの動作が
不安定になった！

添付ファイルを開いたら身代金を
要求された！

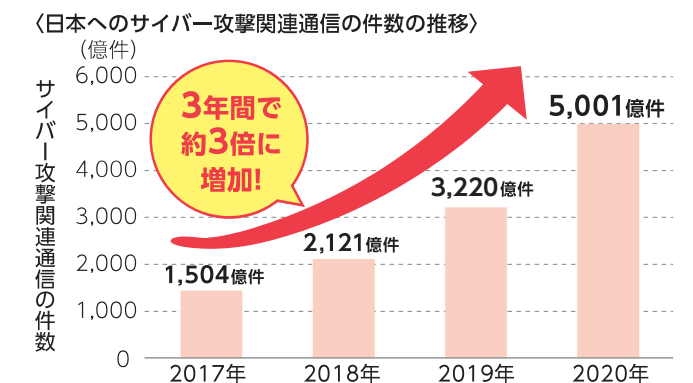
デスクトップに
身に覚えのない
請求画面が表示される！



「医歯協サイバーセキュリティ保険」

サイバー攻撃件数は急増しています！

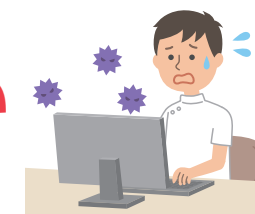
日本国内のネットワークに向けられた
サイバー攻撃関連通信の件数は、
2020年は2017年と比べて
約3倍と大きく増加しています。



患者情報の漏えいは高額賠償に!?

患者情報の漏えいは
センシティブ情報なので
**損害賠償請求の
訴訟リスクが高い**

患者情報の
想定損害賠償額は
センシティブ情報なので
**一般的な情報より
高い**



医歯協サイバーセキュリティ保険は、医師賠償責任保険では対象外の「他人の情報の漏えい、またはそのおそれ」に特化した制度です。
充実プランはさらに、IT化時代に避けられないサイバー攻撃による影響を想定した補償内容となっています。

医歯協サイバーセキュリティ保険の特長

患者さまの情報が万が一漏えいしてしまった時の損害賠償金、各種対策費用、喪失利益を補償する保険です。

1

他人の情報漏えいの「おそれ」の段階から補償します！

カルテの紛失など他人の情報漏えいが未確定の時点でもコンサルティングや事故調査の費用を補償します。

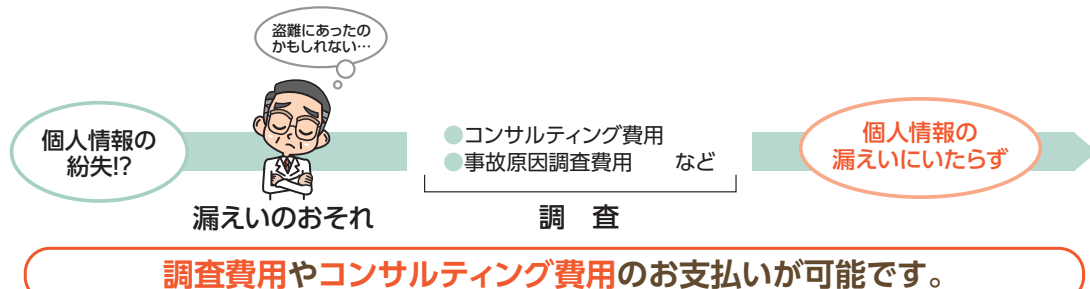
基本
プラン
充実
プラン

たとえば

単なる紛失か、漏えいか、まだわからない…

約1万3,000人の個人情報が入ったUSBメモリーが所在不明に。
他人の個人情報漏えいのおそれを感じてコンサルタント会社に助言や調査を依頼した。
後日、メモリーは発見され、個人情報流出にはいたらずにすんだ。

漏えいのおそれを感じた時点で、東京医師歯科医師協同組合に文書によりご報告・届出いただければ補償の対象となりますので、漏えいにならなかった場合でも、



「情報漏えいのおそれ」とは？

客観的な事実※によってその蓋然性が高いと判断できる、以下の様な状態が「情報漏えいのおそれ」に該当します。

・鞆を紛失した ・PCが盗まれた ・サイバー攻撃を受け大量のデータが送られた通信ログがあった。

※「客観的な事実」とは？

「紛失や盗難について警察に届け出をした」「提携システム会社から、不自然と思われる大量のデータが送られた通信ログ履歴が確認されたと報告があった」など、誰もがその事実を納得できる状況をいいます。

2

電子化された情報だけでなく、カルテ等の紙データも補償します。

基本
プラン
充実
プラン

コンピュータ等で管理される医療情報（電子情報）だけでなく、電子情報化されていないカルテ、問診票、レントゲン写真、心電図等の漏えいによる法律上の損害賠償責任（人格権侵害等）や争訟費用（弁護士費用等）を補償します！



3

ご契約前の情報漏えいも対象です。

（ただし、ご契約時に情報漏えいの発生を知らなかった場合に限りです。）

基本
プラン
充実
プラン

4

先生ご自身の過失だけでなく、従業員の故意による場合も補償の対象です。

基本
プラン
充実
プラン

従業員（派遣社員を含みます）の故意による場合であっても、対象となります！
※被保険者の故意は対象となりません。

5

保険料は全額損金処理できます。

基本
プラン
充実
プラン

ご加入者さまがお支払いいただきます保険料は全額損金算入が可能です。

6

個人情報に限らず企業顧客情報も補償します。

基本
プラン
充実
プラン

患者さまの個人情報に限らず、企業顧客の情報（連絡先、取引状況など）の漏えいも対象となります！

7

自社被害に留まるサイバー攻撃にも備えられます。

基本
プラン
充実
プラン

情報漏えいが発生しない自社被害のみのサイバー攻撃も補償します。サイバー攻撃を受けてホームページが改ざんされてしまい、情報漏えいは発生しなかったものの、原因調査費用が発生した場合などが対象となります。

※サイバー攻撃によるIT事故（情報システムの所有・使用・管理また電子情報の提供に関する事故）、対人・対物事故は充実プランのみ対応可能です。

8

充実プランでさらにサイバー攻撃等の際の対応費用を手厚く補償。

充実
プラン

情報システムの所有・使用・管理や電子情報の提供によって他人の業務を休止・阻害した場合の広告宣伝活動費用、コンサルティング費用や事故対応費用等を補償します。



9

外部起因・内部起因の事故を幅広くカバー。

充実
プラン

サイバー攻撃・ハッキング等による不正アクセスのみならず、診療所の過失によるものや、使用人等の犯罪リスクまで幅広くカバーします。

※情報の漏えいまたはそのおそれに該当する場合は、基本プランで対応可能です。



10

お手続きも非常に簡単です。

基本
プラン
充実
プラン

毎年の売上高の申告や複数の告知事項の申告は不要、
また二年目以降は自動継続で面倒な継続手続きも不要です。

詳しい補償内容

被保険者(補償の対象となる方)が下記の費用を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

賠償
損害

基本プラン

充実プラン

対象となる事故(基本・充実プラン)

1 他人の情報漏えい またはそのおそれ

賠償損害
費用損害
共に対象

他人の情報の漏えいまたはそのおそれについて損害賠償請求がなされた場合に補償します。



2 IT事故(ユーザー危険)

例えば、診療所ホームページ、社内ネットワークの管理、メール送信等に起因する他人の業務の阻害等

情報システムの所有・使用・管理または電子情報の提供に起因する下記の事故について補償します。

- ・他人の業務の阻害
- ・他人の電子情報の消失または損壊
- ・他人の人格権侵害または著作権侵害
- ・意匠権、商標権またはドメイン名の侵害
- ・その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

3 サイバー攻撃

費用損害のみ対象



他人への被害発生または被害発生のおそれがない、自社被害のみのサイバー攻撃を補償します。

お支払する保険金(基本・充実プラン)

■ 損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金

■ 争訟費用

訴訟にかかった費用等

■ 権利保全行使費用

権利の保全および行使に必要な手続きをするためにかかった費用等

■ 協力費用

訴訟、和解等に際して引受保険会社が協力を求めた場合の諸費用等

■ 訴訟対応費用

書類の作成など、訴訟に関する諸費用等



お支払する費用保険金(基本・充実プラン)

事故対応費用

事故の対応のために要した電話・ファクシミリ・郵便等の通信費用およびコールセンター会社への委託費用、ネットワークの切断等の費用等



事故原因・被害範囲調査費用

事故の原因や被害範囲の調査・証拠保全のためにあらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用



広告宣伝活動費用

謝罪のための社告・会見等に要する費用および事故の再発防止対策、危機管理改善を施した旨の宣伝・広告に要する費用



再発防止費用

同様の事故の再発防止のためにあらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用(コンサルティング費用・コンピュータシステム等復旧費用を除きます)



法律相談費用

事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用



コンサルティング費用

外部のコンサルタントを起用した場合の、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用



見舞金・見舞品購入費用

謝罪のための見舞金・見舞品購入等のためにあらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用



充実プランなら

フルカバー！
おすすめプラン

充実プランだけの
追加補償

対象となる事故(充実プランのみ)

1 サイバー攻撃 3 に起因する対人・対物事故

サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害または財物の滅失・損傷・汚損・紛失・盗難が発生した場合に補償します。

お支払する保険金(充実プランのみ)

■ 損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合の損害の発生・拡大防止のために必要・有益な費用

■ 緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合の応急手当、護送、その他緊急措置のために要した費用等

プラス

お支払する費用保険金(充実プランのみ)

クレジット情報モニタリング費用

他人のクレジット情報の漏えいまたはそのおそれがある場合、クレジット情報の不正使用を監視するために支出するモニタリング費用



風評被害拡大防止費用

インターネットによる風評被害等の拡大防止のための費用



公的調査等対応費用

行政機関等による公的調査に対応するための費用

コンピュータシステム等復旧費用

情報システムの損傷・情報の消失、改ざん・損壊に対する復旧費用等

サイバー攻撃調査費用

サイバー攻撃の有無を判断するため、外部機関に依頼した調査費用

NEW

S3、S4のみ

資金損害

ビジネスなりすましメール詐欺等により、記名被保険者に生じた預貯金の損害に対して、保険金をお支払いします。

1 情報の漏えいまたはそのおそれ

サイバー攻撃、従業員の持出し、パソコン等の盗難・紛失、メール・FAXの誤送信などによる他人の情報の漏えいまたはそのおそれが対象となります。情報の具体例としては、個人の住所・氏名・年齢・電話番号・マイナンバー・信用情報や、企業の新製品情報・財務情報・設計図、そしてクレジットカード番号・ID番号・パスワードなどが挙げられます。情報の記録媒体や所在地は問いません。

2 IT事故(ユーザー危険)

ユーザー危険: IT事故のうち、IT業務危険に該当しないものをいいます。

IT業務危険: 次のいずれかの事由に起因する他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害、他人の電子情報の消失等。

- ア. 他人が使用することを目的としたコンピュータシステム(記名被保険者の業務のための販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません)の所有、使用または管理
- イ. 他人のために開発、作成、構築もしくは販売したコンピュータシステムまたはデータ・プログラム等の電子情報(製品内のものを含みます) ※広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、電子情報に起因する損害は除きます。

3 サイバー攻撃

この保険においてはコンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指します。また、以下のものを含みます。

- ① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス
- ② コンピュータシステムの機能停止、阻害、破壊または誤動作を意図的に引き起こす行為
- ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為
- ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為

保険金額と月払保険料

保険金額と月払保険料（加入申込票は最終ページにあります）

※A2、S2、S4プランはご開業から1年以上経過している個人開業医さま、法人さまが対象です。

	基本プラン	
コース名	A1	A2※
賠償責任 (自己負担額なし)	支払限度額 (1請求・保険期間中) 3億円	
費用補償	支払限度額 (1請求・保険期間中) 1,000万円 (1事故 1,000万円 / 年間で1,000万円まで補償) 次の費用にのみ支払限度額、縮小支払割合が設定されます 再発防止費用 1,000万円 (縮小支払割合90%)	
喪失利益補償	補償なし	費用補償と合算して 支払限度額 1,000万円
月払保険料	3,030円	4,040円

	充実プラン			
コース名	S1	S2※	NEW S3	NEW S4※
賠償責任 (自己負担額なし)	支払限度額 (1請求・保険期間中) 3億円			
費用補償	支払限度額 (1請求・保険期間中) 2,000万円 (1事故 2,000万円 / 年間で2,000万円まで補償) 次の費用にのみ支払限度額、縮小支払割合が設定されます 風評被害拡大防止費用 2,000万円 (縮小支払割合90%) 再発防止費用 2,000万円 (縮小支払割合90%) サイバー攻撃調査費用 2,000万円 (縮小支払割合80%)			
喪失利益補償	補償なし	費用補償と合算して 支払限度額 2,000万円	補償なし	費用補償と合算して 支払限度額 2,000万円
資金損害補償	補償なし	補償なし	1事故・保険期間中 500万円	1事故・保険期間中 500万円
月払保険料	6,060円	7,600円	10,440円	11,980円

※縮小支払割合が設定される費用については、損害額にそれぞれ記載の縮小支払割合を乗じた額がお支払いする保険金の額になります。

A2,S2,S4プランには「喪失利益補償特約」がセットされています

事故日（情報セキュリティ事故発生を公表した日）から起算し、事故日を含む月の翌々月末日までの喪失利益を補償します。

喪失利益とは
事故が発生した結果、営業が休止または阻害されたことにより生じた損失（事故がなければ計上することができた医業収入）をいいます。

保険金計算式

予測喪失医業収入額

事故が無かった場合の収入見込額

前年度の事故
応当月を含む
3か月の
合計医業収入

×

事故月直前3か月の
合計医業収入

前年応当月の直前3か月の
合計医業収入

—収入のトレンド—

—

事故月を含む
3か月の
合計医業収入

期間調整係数

事故が属する月とその翌月の
2か月間の日数

×

事故日が属する月
を起算月として連続
する3か月間の日数

—

事故日の属する
月の初日から事
故日までの日数

×

20%

※収益減少額に約定でん補率（利益率）20%を乗じて算出します。ただし、過去3か年の平均営業利益率がこれを下回る場合は、当該平均営業利益率を約定でん補率とします。
(ただし、3か年のデータが取れない場合は、2か年分)
※プロテクト特別費用補償特約、サイバーセキュリティ特別拡張補償特約の支払事由が発生することが条件です。

NEW 資金損害補償(充実プランS3、S4のみ)

1. 対象となる事由

- ①不正送金被害(注1)
- ②ビジネスなりすましメール被害(注2)

(注1) 不正送金指示によって被保険者が日本国内において所有する口座に保管された預貯金が不法に盗取または詐取されることをいいます。
なお、不正送金指示とは、被保険者または被保険者から委託された者以外の者による次のいずれかの行為をいいます。
①サイバー攻撃によって被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに侵入し、不正な操作により金融機関に対してコンピュータシステム上で虚偽の指示を行うこと。
②被保険者または被保険者から委託された者になりすまして金融機関に対してコンピュータシステム上で虚偽の指示を行うこと。
(注2) ビジネスなりすましメールを受信した被保険者または被保険者から委託された者が錯誤により金融機関に対する指示を行い、被保険者が日本国内において所有する口座に保管された預貯金が不法に詐取されることをいいます。ただし、脅迫によるものは除きます。なお、ビジネスなりすましメールとは、次のいずれか以外の者が預貯金の詐取を目的として、次のいずれかの者になりすまして発信するメールをいいます。
①被保険者の役員、使用人等またはそれらの者から権限を付与された者
②被保険者が業務上正当な理由により金銭を支払う相手方の役員、使用人等またはそれらの者から権限を付与された者もしくは業務を委託された者

2. 対象となる損害

盗取または詐取された預貯金の額。ただし、他人（金融機関を含みます）から回収または補てんされる金額がある場合は、その金額を差し引いた額とします。

- ※1 所轄警察署および金融機関のいずれにも届出されている場合に限り、保険金をお支払いします。
- ※2 充実プランにのみセット可能です（基本プランにセットすることはできません）。
- ※3 追加記名被保険者特約と同時にセットすることはできません。

❗ 詐欺によって生じる金銭的な被害すべてを補償するものではありません。「不正送金被害」「ビジネスなりすましメール被害」により被る損害のみを補償します。
❗ クレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード決済等のキャッシュレス決済などの不正利用により生じた損害などは補償されません。
❗ 対象となる損害（資金）は「預貯金」に限り、有価証券や暗号資産は含みません。

<補償内容の留意点>
・資金損害補償特約は「不正送金被害」および「ビジネスメール詐欺被害」を補償するものであり、その他の詐欺（例えば「サポート詐欺」等）によって生じる被害は補償対象となりません。
・補償の対象となるのは預貯金の損害のみであり、有価証券や暗号資産の損害は補償対象となりません。
・クレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード決済等のキャッシュレス決済の不正使用によって生じた損害は補償対象となりません。
・金融機関等の補償制度により補償される金額がある場合は、その金額を差し引いた額から、さらに免責金額を差し引いた額が補償されます。

こんな時にお役にたちます

基本プラン

- ◆ 標的型メールによるサイバー攻撃を受け、業務に使用していたサーバから大量の不正な送信ログを確認し、他人の情報が漏えいした可能性が発生。
- ◆ 従業員が患者情報をUSBメモリにコピー。診療所の外に持ち出し、名簿業者に販売していたことが発覚。
- ◆ 往診車内に患者情報が入ったPCを置き往診対応していたところ、車上あらしにあり、PCが盗難されてしまった。
- ◆ 社員の端末がマルウェアに感染し原因調査費用や再発防止費用が発生した。
- ◆ 公式ホームページがCMS(ウェブサイトの構築・管理等を行うソフトウェア)の脆弱性を原因として改ざんされデータ復旧等の費用が発生した。

充実プラン

- ◆ 診療所内のネットワーク用サーバが何者かにサイバー攻撃を受け、さらにそのサーバは他医院のサイバー攻撃の踏み台として利用されていた。他医院の業務を著しく阻害してしまったことにより損害賠償請求がなされた。
- ◆ 従業員が取引先企業にメールを送信した際、マルウェアが混入していたため、取引先企業のネットワークを停止させてしまい、取引先企業の業務を阻害してしまい損害賠償請求がなされた。
- ◆ 公式ホームページに何者かによりマルウェアが仕掛けられた。同ページを見た人のPCがマルウェアに感染しデータが消失。データの消失等の損害につき、損害賠償請求がなされた。

NEW 資金損害補償特約 充実プランS3、S4のみ

- ◆ 従業員に対し、取引銀行を騙るメールが送られてきた。システム変更に伴い暗証番号等の入力を促すものであった。従業員は、当該メールを信用し、暗証番号等を入力した。後日暗証番号が悪用され、犯罪者によって口座から出金があったことが判明した。
- ◆ 従業員がメールで海外の取引先と請求にかかるやり取りをしていた。従前からの指定口座への振込を実施しようとしたところ、メールで口座の変更依頼があったため、その口座へ送金した。後日、取引先から入金がないと連絡があった。送金先は犯罪者が設置した口座であり、金銭を騙し取られた。

お支払いする保険金の例

患者さまの医療情報を記録したデータが盗難にあい、患者情報2万件分が流出したことが判明。外部コンサルタントのアドバイスを受け入れ、被害者2万人に謝罪文と見舞金500円を支払った。

後日、被害者2,500人から損害賠償請求がなされ、和解金として5,000万円を支払った。

費用

謝罪文郵送費:	160万円
見舞金:	1,000万円
コンサルティング費用:	500万円
時間外勤務による人件費:	100万円
コンタクトセンター設置代:	200万円

1,960万円

賠償

損害賠償金: 5,000万円

実際にかった費用

合計 6,960万円

基本プラン(A1プラン)の場合

費用 1,960万円

ただし、1,000万円が支払限度額のため 1,000万円

賠償 5,000万円 - 0円(自己負担額なし) = 5,000万円

合計 6,000万円 自己負担 960万円

充実プラン(S1プラン)なら

費用 1,960万円

賠償 5,000万円 - 0円(自己負担額なし) = 5,000万円

合計 6,960万円 自己負担なし

ご加入の流れ

加入対象

東京医師歯科医師協同組合の組合員の法人または開業医に限ります。
※組合員資格を失った場合、当保険の加入資格も失います。

1

WEB申込の場合

下記リンクまたは二次元コードより必要事項をご入力ください。

https://www.ishikyo.or.jp/cyber_web/



※WEB申込のご利用にはWEB会員ログインが必要です。

紙申込の場合

裏表紙の「加入申込票 兼 告知書」に必要事項をご記入ください。

ご記入いただきました申込書を医歯協までお送りください。

2

申込スケジュール

- ①初回申込締切日: **8月22日(金)** (9月1日午後4時から補償開始)
- ②中途加入締切日: 毎月25日 (翌月1日午前0時から補償開始)

3

受領通知書(付保証明書)の送付

ご到着を確認しましたら、医歯協から受領通知書(付保証明書)をお送りいたしますので必ずご確認ください。
※保険期間満了まで大切に保管ください。

4

保険料は当組合にご登録の口座から口座振替いたします。

第一回保険料引落日は下記となります。

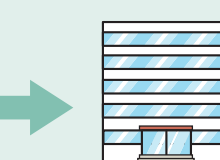
- ①9月1日補償開始: 第一回引落日 **9月30日(火)**
- ②中途加入の場合: 第一回引落日 補償開始月の月末(※金融機関休業日の場合は前営業日)

事故発生時のフロー

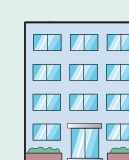
情報セキュリティ事故の発生、またはその「おそれ」がある場合は、東京医師歯科医師協同組合まで事故を報告してください。



① 事故報告



② 引受保険会社に連絡



③ 事故対応

専任事故チームが事故の状況等に応じた適切な対応をサポートいたします。

補償内容に関するQ&A

Q 紙情報が漏えいした場合も補償されますか？

A 補償されます。
コンピュータ等で管理される医療情報（電子情報）だけでなく、電子情報化されていないカルテ、問診票、レントゲン写真、心電図等の漏えいに伴うリスクも補償します。

Q 情報漏えいの「おそれ」とは具体的にどのようなことでしょうか。

A 客観的な事実によってその蓋然性が高いと判断できる「鞆を紛失した」「PCが盗まれた」「サイバー攻撃を受け、大量のデータが送られた通信ログがあった」などが「おそれ」の状態に該当します。

Q 「充実プラン」のネット炎上・風評被害等の拡大防止のための費用（風評被害拡大防止費用）とはどのようなものですか。

A 情報漏えい事故などの補償対象事故が発生したことで、ネット炎上が発生。ネット炎上対策業者を使い、SNS等で炎上していないかを監視したり、検索サイトで悪評が検索されないようにする等の対応の為にかった費用などが該当します。

Q 「充実プラン」の費用補償にある「コンピュータシステム等復旧費用」とは、何を補償するのでしょうか。

A サーバの復旧費用や、PC内（ノートPCを含む）にあったデータの復旧費用を補償します。（携帯電話などは対象外になります）

Q ランサムウェアに感染し身代金を支払った場合、その身代金は補償されますか？

A 補償されません。
ランサムウェアに感染し「支払った身代金」に対しての保険金を支払うことは犯罪を助長することに繋がり、保険化できないため補償できません。

Q 損害賠償金の支払が発生しない場合でも、費用損害は補償対象になりますか？

A 補償対象になります。
ただし、情報セキュリティ事故に該当すること（情報の漏えい・IT事故等）、事故の状況によっては支払要件を満たしていること等の要件があることに留意してください。
※支払要件の詳しい内容は、パンフレットの「補償内容のご説明」をご覧ください。

Q サイバー攻撃を受けたことに起因してPCやサーバーなどのハードウェアを買い替えた場合の費用は補償されますか？

A ケースにより補償されます。
修理費用＞買替費用となる場合は、その経済合理性から、買替費用に対して保険金を支払うことになります。また、ハードディスクに誤動作を与え、結果として物理的な被害を及ぼすような攻撃の場合はハードウェアの損害も補償されます。

手続きや事故発生に関するQ&A

Q 既に参加していますが、毎年申込手続きが必要ですか？

A 加入プランの変更など、内容に変更がある場合は加入申込票をご提出ください。
加入プランならびに申込内容に変更がない場合、加入申込票の提出は不要です（自動継続）。
※ご継続されない場合は東京医師歯科医師協同組合にご連絡ください。ご解約お手続きが必要となります。

Q 加入するより前に発生していた事故も補償されますか？

A 補償されます。
ただし、ご加入時点に「保険契約者または被保険者が保険金の支払対象となる事由が発生したことを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）」は補償されません。

Q 複数の診療所を運営している場合、診療所ごとに加入する必要がありますか？

A この制度は診療所を運営する経営者単位でご加入いただけます。
複数の診療所を運営していてもご加入は一つだけになります。

Q 診療所経営以外に老人ホームを運営している場合、この制度に加入できますか？

A 診療所の事業収入が、老人ホームの事業収入より大きければご加入いただけます。
※診療所の事業収入よりその他の事業収入が大きい場合、この制度に加入できません。

Q 個人経営の診療所を法人化する場合、どのような手続きが必要ですか？

A 個人名契約を解約し、法人名で新たにご契約いただく必要がございます。
法人化されるご予定がある場合は、事前にご連絡ください。

Q 閉院する場合、どのような手続きが必要ですか？

A この制度は診療所業務を遂行するにあたり発生した事故について補償しています。
当制度のリレープランとして、閉院後のカルテ保管業務のみを補償する「閉院後補償プラン」をご用意しております。閉院のご予定がある場合には、事前にご連絡ください。

Q 事故が発生したらどうすればよいでしょうか。

A 東京医師歯科医師協同組合へご一報いただき、事故報告の受付を行わせていただきます。
その後、保険会社の専任事故チームにより事象に合わせた適切な対応を行わせていただきます。
（大規模な情報漏えい等でマスコミ会見等、緊急の処置を講ずる必要性のある場合は保険会社へ直接ご連絡いただくことも可能です）

補償内容のご説明

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約、プロテクト費用補償特約、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1 基本契約（包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合
基本・充実プラン
記名被保険者（注1）が業務を遂行するにあたり、次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者（注2）に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (1) 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ ア. 記名被保険者が自らの業務遂行（注3）の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報（注4） イ. 記名被保険者が自らの業務遂行（注3）の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報（注5） (2) 上記（1）を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステム（注6）の所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由 ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊 ウ. 他人の人格権侵害 エ. 他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信（注7）によって生じた侵害に限ります（注8）。 オ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失 (注1) 保険証券の記名被保険者の欄に記載された者をいいます。 (注2) この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の役員 ただし、②に定める者については、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限ります。 (注3) 業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者による業務遂行を含みます。以下同様とします。 (注4) 所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。 (注5) 管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。 (注6) 情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。 (注7) 表示または配信には、記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを含みません。 (注8) 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかに関わらず、著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料に対しては、保険金をお支払いしません。 ※【基本プラン「固有」】 被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金をお支払いします。ただし、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内でなされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
【お支払いの対象となる損害の範囲】 ①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料または過料もしくは課徴金、懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（これに類似するものを含みます）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 ②争訟費用 被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解、または仲裁等をいいます）によって生じた費用（被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した費用 ③権利保全行使費用 他人に損害賠償の請求をすることができる場合、その権利の保全および行使に必要なかつ有益であると引受保険会社が認めた費用 ④協力費用 損害賠償請求の解決にあたり被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用 ⑤訴訟対応費用 日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に出した次のいずれかに該当する費用（通常要する費用に限ります）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益であると引受保険会社が認めた費用 ア. 被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ウ. 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 エ. 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 オ. 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 カ. 増設したコピー機の賃借費用 【お支払いする保険金の額】 一連の損害賠償請求につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、すべての被保険者に対して支払う保険金の額の合計は、保険証券記載の支払限度額を限度とします。訴訟対応費用については、一連の損害賠償請求・保険期間中1,000万円（保険証券記載の支払限度額の内枠）を限度とします。 保険金の額 = ①損害賠償金 + ②③④⑤ 争訟 権利 保全 行使 費用 協力 費用 訴訟 対応 費用 - 賠償責任 基本契約の 自己負担額

保険金をお支払いできない主な場合
(注) 包括職業賠償責任保険普通保険約款およびサイバーセキュリティ特約における保険金をお支払いできない場合を記載しています。 (1) 共通 A. 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注1）、労働争議または騒擾 ②地震、噴火、洪水または津波 ③核物質の危険性（注2）または放射能汚染（注3） ④次のいずれかの事由 ア. 汚染物質（注4）の排出、流出、いっ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態 イ. 汚染物質（注4）の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請 ⑤被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物（注5）の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用 (注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注2) 核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。 (注3) 放射能汚染は、形態を問いません。 (注4) 汚染物質とは、固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。 (注5) 被保険者が製造、製作または販売した財物には、それが他の財物の一部となっている場合には、その財物全体を含みます。 B. 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為によって生じた事故に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限りこの規定が適用されるものとします。 ただし、①から③は、記名被保険者の使用人等の行った行為に対しては、適用しません。 ①被保険者の犯罪行為（注1） ②被保険者の故意または重過失による法令違反 ③被保険者が他人に損失を与えることを認識（注2）しながら行った行為 ④業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為 ⑤業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為 ⑥被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行 ⑦被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。 ⑧被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。 ⑨被保険者が得たまたは請求した報酬 (注1) 犯罪行為には、過失犯を含みません。 (注2) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 C. 次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。 ●身体障害（傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます） ●被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求 ●財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます）に対する損害賠償請求 ●特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求（注） ●他の被保険者からなされた損害賠償請求 (注) 【基本契約の補償内容】の【保険金をお支払いする主な場合】の（2）エで保険金の支払対象となる事由を除きます。 D. 次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。 ●この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた（注）場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ●この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 (注) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 E. 次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限りこの規定が適用されるものとします。 ●被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い ●国または公共団体の公権力の行使（注） ●被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為 (注) 国または公共団体の公権力の行使には、法令等による規制または要請を含みます。 F. 次のいずれかの中に該当する事由または行為に起因する損害。なお次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。 ①被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任 ②違約金（被保険者が支出したと否とを問いません） ③採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ④株主代表訴訟 ⑤企業その他組織の信用毀(き)損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害 ⑥業務の履行の追完または再履行のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含み、被保険者が支出したと否とを問いません） ⑦業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用 G. 保険金をお支払いすることにより、引受保険会社が次のいずれかによる制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合における損害 ①国際連合の決議 ②欧州連合、日本国、英国または米国の貿易または経済に関する制裁、法令または規則 ③その他これらに類似の法令または規則

補償内容のご説明

保険金をお支払いできない主な場合（前ページからのつづき）
【保険金をお支払いする主な場合】の（２）記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する損害（固有） 【次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。】 ①販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤 ②履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます）。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ③被保険者が上記②に規定する履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます）を避けることを目的として行った不完全履行（履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます） ④業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ⑤人工衛星（これに搭載された無線設備等の機器を含みます）の損壊または故障 ⑥被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為 ア.業務の対価（販売代金、手数料、報酬等名称を問いません）の見積もりまたは返還 イ.業務の対価の過大請求 ウ.業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更 エ.業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝 ⑦商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ⑧記名被保険者が金融機関等（銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業、保険業、資金移動業等を営む者をいい、決済代行会社（割賦販売法（昭和36年法律第159号）に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます）、金融商品取引所（暗号資産交換業を含みます）または信用保証協会を含みます）に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為 ア.コンピュータシステムにおける資金（電子マネー、その他これらに類似のものを含みます）の移動 イ.預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引 ⑨暗号資産（資金決済に関する法律（平成2１年法律第5９号）に定める暗号資産をいいます）の取引 ⑩記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害 ⑪記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害 ア.電気事業法（昭和3９年法律第1７0号）に定める電気事業者 イ.ガス事業法（昭和2９年法律第5１号）に定めるガス事業者 ウ.熱供給事業法（昭和4７年法律第8８号）に定める熱供給事業者 エ.水道法（昭和3２年法律第1７7号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和3３年法律第8４号）に定める工業用水道事業者 【次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。】 ●記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム（記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません）の所有、使用または管理 ●記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報 ●記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報 【直接であると間接であるとを問わず、戦争等（注）に起因する損害】 （注）次のいずれに該当するものをいいます。 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）。宣戦布告の有無を問いません。 ②上記①の過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃(国家によって、または、国家の指示もしくは管理のもとで実施されるサイバー攻撃をいいます) ③国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のいずれかに重大な影響を及ぼすもの （ア）重要インフラサービス（国民生活および経済活動の継続に不可欠なサービスをいい、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第3条第1項に規定する重要社会基盤事業者が提供するサービスを含みます）の利用、提供または完全性 （イ）安全保障または防衛 【次のいずれかに該当するときは、その事故に起因する損害】 ①この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（知っていたと合理的に推定される場合を含みます。以下同様とします）とき ②この保険契約の継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたとき など

②基本プランにセットされるプロテクト特別費用補償特約(情報漏えい限定補償特約付)の補償内容

この特約は基本プランの場合にセットされます。特約の主な概要は次のとおりです。

保険金をお支払いする主な場合

情報セキュリティ事故（注1）が発生した場合に、記名被保険者が措置（注2）を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。

（注1）記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。

①「**①基本契約の補償内容**」の【保険金をお支払いする主な場合】の（1）で保険金の支払対象となる事由

②「**①基本契約の補償内容**」の【保険金をお支払いする主な場合】の（2）で保険金の支払対象となる事由

（注2）情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間（注3）内に日本国内において実際に講じられた処置をいいます。

（注3）記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社がその発生の通知を受領した日の翌日から起算して180日が経過した日に終わる期間をいいます。

●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

①事故対応費用

情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用。ただし、サイバーセキュリティ特約で支払われる費用を除きます。

ア. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成代および封筒代を含みます）

イ. 通信業務のコールセンター会社への委託費用

ウ. 事故対応により生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用

エ. 事故対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費

オ. 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用

カ. ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用

※費用には、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。

②事故原因・被害範囲調査費用

情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用をいいます。ただし、引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。

③広告宣伝活動費用

情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要した費用をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに要した費用に限ります。

ア. 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等

イ. 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または社告

④法律相談費用

情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。

⑤コンサルティング費用

情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。

⑥見舞金・見舞品購入費用

情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品（記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等を含みません）の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額（見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします）は被害者1名あたり次の額（見舞品が保険契約者または被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額と次の額のいずれか低い額とします）を限度とします。ただし、引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。

ア. 被害者が法人の場合：1法人につき50,000円

イ. 被害者が個人の場合：1名につき1,000円

⑦再発防止費用

情報セキュリティ事故の再発防止のために負担した必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用は含みません。ただし、引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。

【お支払いする保険金の額】

1 事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

保
険
金
の
額

＝

①事故対応費用

②事故原因・被害範囲調査費用

③広告宣伝活動費用

×

④法律相談費用

⑤コンサルティング費用

⑥見舞金・見舞品購入費用

⑦再発防止費用

補償項目ごとの
縮小支払割合

（注）他人から回収した金額がある場合は、回収金のうち「**②基本プランにセットされるプロテクト特別費用補償特約(情報漏えい限定補償特約付)**」の補償内容」の【お支払いの対象となる損害の範囲】に規定する費用に相当する額を差し引いた額とします。

※保険期間中の支払限度額が設定されるため、保険金をお支払いした場合には、支払限度額が減額されます。

保険金をお支払いできない主な場合
（「 ①基本契約の補償内容 」の【保険金をお支払いできない主な場合】以外） 【次のいずれかに該当する費用】 ●この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料 ●金利等資金調達に関する費用 ●記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与（通常要する額を超える部分は除きます） ●記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用 ●正当な理由がなく、通常の措置に要する費用を超えて要した費用 ●法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任したことにより生じる費用（弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用を含みます） ●被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ●サイバー攻撃が金銭等（電子マネー、暗号資産（資金決済に関する法律（平成2１年法律第5９号）に定める暗号資産をいいます。）、その他これらに類似のものを含みます）の要求を伴う場合において、その金銭等 ●被保険者に生じた喪失利益 ●税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金 など

補償内容のご説明

3 充実プランにセットされるサイバーセキュリティ拡張補償特約の補償内容

この特約は充実プランの場合にセットされます。特約の主な概要は次のとおりです。

賠償損害拡張補償条項
保険金をお支払いする主な場合
（１）サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償 「1基本契約の補償内容」の【保険金をお支払いする主な場合】の事故のほか、記名被保険者が業務を遂行するにあたり、次のいずれかに該当する事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ①サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害（傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます） ②サイバー攻撃に起因する他人の財物（財産的価値を有する有体物をいいます）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（以下「損壊」といいます） ※この特約においては、上記②の事由により損壊した財物に対するものについては、次の規定を適用しません。『1基本契約の補償内容」の【保険金をお支払いできない主な場合】（１）（Ａ）⑤および（Ｅ） （２）構内専用車危険補償 ①【保険金をお支払いできない主な場合】（１）④ウ.にかかわらず、上記（１）に規定する損害のうち、作業場内および施設内における自動車の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。 ②【保険金をお支払いできない主な場合】（１）④エ.にかかわらず、上記（１）に規定する損害のうち、作業場内における車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。以下同様とします）の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。 ③【保険金をお支払いできない主な場合】（１）④ウ.およびエ.にかかわらず、上記（１）に規定する損害のうち、自動車もしくは車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積み込みまたは積み卸し作業に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （３）受託物損害補償 上記（１）に規定する損害のうち、被保険者が管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「受託物損害」といいます）に対して、保険金をお支払いします。受託物損害については、【保険金をお支払いできない主な場合】（１）④ウ.は適用しません。 ※日本国外での損害賠償請求補償 充実プランでは被保険者が日本国内のほか、日本国外でなされた損害賠償請求による損害に対しても保険金をお支払いします。ただし、IT業務特約がセットされる場合には、IT業務特約により補償される損害については、日本国外でなされた損害賠償請求による損害には、保険金をお支払いできません。 お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額 【お支払いの対象となる損害の範囲】 「1基本契約の補償内容」の【お支払いの対象となる損害の範囲】の他（注）、上記（１）に規定する事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって生じる損害 ①損害防止費用 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 ②緊急措置費用 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用 （注） 訴訟対応費用については、支払の対象となる被保険者に対する損害賠償請求訴訟が提起される裁判所は日本国の裁判所に限りません。 【お支払いする保険金の額】 「1基本契約の補償内容」の【お支払いする保険金の額】に同じ※【保険金をお支払いする主な場合】（２）については、その自動車または車両について自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。以下同様とします）の契約を締結すべきもしくは締結されているとき、または自動車保険（自動車共済を含みます。以下同様とします）契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険契約および自動車保険契約により支払われるべき保険金（共済金を含みます）の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金をお支払いします。 また、自動車損害賠償責任保険契約および自動車保険契約により支払われるべき保険金の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された賠償損害にかかる免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、『1基本契約の補償内容」の【お支払いする保険金の額】の規定を適用します。

保険金をお支払いできない主な場合
（「1基本契約の補償内容」の【保険金をお支払いできない主な場合】以外） （１）サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償（固有） 【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。】 ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害 ●液体、気体（注1）もしくは固体の排出、流出またはいっ出 ●直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由 ①石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引 ②石綿等への曝露による疾病 ③石綿等の飛散または拡散 ●次のいずれかの所有、使用または管理 ①航空機 ②パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ③自動車。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。 （ア）販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 （イ）出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 ④施設外における船舶または車両（注2）。ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。 ●被保険者またはその使用人その他の被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為 ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ②医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。 ③はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ④上記①から③までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為 ●テロ行為等（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似的行為をいいます） （注1） 気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。 （注2） 船舶または車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。 など

保険金をお支払いできない主な場合（前ページからのつづき）
（２）構内専用車危険補償 被保険者が自動車または車両を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、【保険金をお支払いする主な場合】（２）③に規定する損害を除きます。 （３）受託物損害補償 受託物損害のうち、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 ②被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊に起因する損害 ③受託物が寄託者または貸主に返還された日から３０日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害 など

プロテクト特別費用補償条項
保険金をお支払いする主な場合
記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、情報セキュリティ事故※1が発生したことを保険期間中に知った場合（情報セキュリティ事故の発生が確認できない場合であっても、情報セキュリティ事故を理由とする損害賠償請求が保険期間中になされたもしくはそのおそれがある場合を含みます）において、被保険者が措置※2を講じることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※1 次のいずれかの事由をいいます。 ①「1基本契約の補償内容」の【保険金をお支払いする主な場合】の（１）で保険金の支払対象となる事由 ②「1基本契約の補償内容」の【保険金をお支払いする主な場合】の（２）で保険金の支払対象となる事由。ただし、下記③または④に該当する場合を除きます。 ③賠償損害拡張補償条項の【保険金をお支払いする主な場合】（１）①で保険金のお支払い対象となる事由 ④賠償損害拡張補償条項の【保険金をお支払いする主な場合】（１）②で保険金のお支払い対象となる事由 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃。ただし、上記①から④までに該当する場合を除きます。 ⑥記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ※4。ただし、上記①から⑤までに該当する場合を除きます。 ※2 情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間※3内に実際に講じられた処置をいいます。 ※3 記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社とその発生の通知を書面により受領した日の翌日から起算して１年が経過した日に終わる期間をいいます。 ※4 コンピュータシステムがサイバー攻撃を受けた疑いがあり、調査を必要とする状況をいいます。ただし、次のいずれかによって明らかになった場合に限ります。 ①公的機関（不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます）からの通報 ②記名被保険者が所有、使用もしくは管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者（以下「運用管理委託先」といいます）または引受保険会社による通報、報告または確認（運用管理委託先または引受保険会社が提供するセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等による通知、報告または確認を含み、運用管理委託先以外による無償の診断等の結果は除きます） （注） 公的機関には、不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。 ●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額 【お支払いの対象となる損害の範囲】 （１）情報セキュリティ事故のうち①から⑤までの事由が発生した場合、被保険者が次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に限りま。ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず支出する費用を除きます。 ①事故対応費用 ②事故原因・被害範囲調査費用 ③広告宣伝活動費用 ④法律相談費用 ⑤コンサルティング費用 ⑥見舞金・見舞品購入費用 上記①から⑥までは「2基本プランにセットされるプロテクト特別費用補償特約の補償内容」の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①から⑥までに同じ。ただし、⑥については情報セキュリティ事故の③の被害者については10万円とします。 ⑦クレジット情報モニタリング費用 情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 ⑧公的調査等対応費用 情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査等が開始された場合に、被保険者がその公的調査等に対応するために要する次のいずれかに該当する費用をいい、コンピュータシステム等復旧費用、風評被害拡大防止費用および再発防止費用は含みません。 ア.公的調査等への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 イ.電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成代および封筒代を含みます） ウ.公的調査等への対応に生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 エ.公的調査等への対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 オ.公的調査等への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 カ.資料の翻訳にかかる費用 キ.証拠収集費用 ⑨コンピュータシステム等復旧費用 情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます）または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊（暗号化等の使用不能を含みます）が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用（マルウェア駆除、コンピュータシステムの初期化等に要する費用を含みます）をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 ア.コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる復旧費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 イ.損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます）および撤去費用 ウ.消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用 ⑩風評被害拡大防止費用 情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害（インターネットによるものに限ります）の拡大防止に必要なかつ有益な費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 ア.ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用 イ.情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害（インターネットによるものに限ります）の拡大防止に必要なかつ有益な費用

補償内容のご説明

保険金をお支払いする主な場合（前ページからのつづき）

⑪再発防止費用

同様の情報セキュリティ事故の再発防止のために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りです。

(2) 情報セキュリティ事故のうち⑥の事由が発生した場合

⑫サイバー攻撃調査費用

サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関（記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者を除きます）による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要なかつ有益な費用を含みます。

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となり、⑨、⑩および⑪、⑫はそれぞれ1事故・保険期間中2,000万円を限度（内枠）とします。

保険金の額

=

①事故対応費用

②事故原因・被害範囲調査費用

③広告宣伝活動費用

④法律相談費用

⑤コンサルティング費用

⑥見舞金・見舞品購入費用

⑦クレジット情報モニタリング費用

⑧公的調査等対応費用

⑨コンピュータシステム等復旧費用

⑩風評被害拡大防止費用

⑪再発防止費用

⑫サイバー攻撃調査費用（注）

-

特約（費用）の
免責金額
（自己負担額）

×

補償項目ごとの
縮小支払割合

(注) 他人からの回収した金額がある場合は、回収金の内【**3**充実プランにセットされるサイバーセキュリティ特別拡張補償特約の補償内容】のプロテクト費用補償条約【お支払いの対象となる損害の範囲】に規定する費用に相当する額を差し引いた額とします。
※保険期間中の支払限度額が設定されるため、保険金をお支払いした場合には、支払限度額が減額されます。

保険金をお支払いできない主な場合

(賠償損害拡張補償条項の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)

「**2**基本プランにセットされるプロテクト特別費用補償特約の補償内容」の【保険金をお支払いできない主な場合】に同じ

資金損害補償特約

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に発生した次のいずれかの事故によって被保険者（注1）が被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、事故が所轄警察署および金融機関のいずれにも届出されている場合に限りです。

①不正送金被害

不正送金指示（注2）によって被保険者が日本国内において所有する口座に保管された預貯金が不法に盗取または詐取されること

②ビジネスなりすましメール（注3）被害

ビジネスなりすましメールを受信した被保険者または被保険者から委託された者が錯誤により金融機関に対する指示を行い、被保険者が日本国内において所有する口座に保管された預貯金が不法に詐取されること。ただし、脅迫によるものは除きます。

(注1) この特約の被保険者は記名被保険者とします。

(注2) 被保険者または被保険者から委託された者以外の者による次のいずれかの行為をいいます。

①サイバー攻撃によって被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに侵入し、不正な操作により金融機関に対してコンピュータシステム上で虚偽の指示を行うこと

②被保険者または被保険者から委託された者になりすまして金融機関に対してコンピュータシステム上で虚偽の指示を行うこと

(注3) 次のいずれか以外の者が預貯金の詐取を目的として、次のいずれかの者になりすまして発信するメールをいいます。

①被保険者の役員、使用人等またはそれらの者から権限を付与された者

②被保険者が業務上正当な理由により金銭を支払う相手方の役員、使用人等またはそれらの者から権限を付与された者もしくは業務を委託された者

【お支払いする保険金の額】

1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき、500万円または保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる支払限度額のいずれか低い額とします。また、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

保険金の額

=

事故により盗取
または詐取された
預貯金の額

-

この特約の
免責金額
（自己負担額）
（注1）

×

この特約の
縮小支払割合
（注2）

(注1) 1回の事故につき10万円とします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

(注2) 100%とします。ただし、保険証券にこの特約の縮小支払割合として異なる割合が記載されている場合には、その割合を適用します。

保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

①保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

②上記①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③次のいずれかの者の犯罪行為または不正行為

ア. 被保険者の役員または使用人等

イ. 被保険者と何らかの契約関係にある者

ウ. 被保険者から金融機関に対する支払指示を行うことを委託された者

④初年度契約の保険期間の開始日より前に不正送金指示が行われた場合またはビジネスなりすましメールを受信した場合において、その不正送金指示またはビジネスなりすましメールに起因する事故

⑤初年度契約の保険期間の開始日において、事故が発生するおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）において、その状況に起因する事故

⑥受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤

⑦債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動

⑧被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること。

(2) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。この場合の損害には、次のいずれかに該当する事由によって発生した【保険金をお支払いする主な場合】に規定する事故が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でもその事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。

①地震もしくは噴火またはこれらによる津波

②核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

③上記②以外の放射線照射または放射能汚染

④国または公共機関による法令等の規制

⑤差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使

⑥脅迫行為

⑦記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害

⑧コンピュータシステムの自然の消耗、劣化（コンピュータシステムの日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます）または自然発熱その他これらに類似の事由⑨預貯金証書（預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機能カードを含みます）の盗難

⑨預貯金証書（預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機能カードを含みます）の盗難

⑩クレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード決済等のキャッシュレス決済の使用

⑪被保険者の役員または使用人等が事務取扱規程その他のこれに類する社内の規定に著しく違反したこと。

(3) 被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合には、次のいずれかに該当する事故によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

①通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの欠陥によって生じた事故

②次のいずれかの期間内にソフトウェアまたはプログラムの欠陥によって生じた事故

ア. テスト期間内

イ. 試用期間内

ウ. 正式使用から14日以内

(4) 被保険者が事故の結果として、収入、利息、配当等を得られなかったことによる損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(5) 保険金をお支払いすることにより、引受保険会社が次のいずれかによる制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合は、いかなる場合も、保険金をお支払いしません。

①国際連合の決議

②欧州連合、日本国、英国または米国の貿易または経済に関する制裁、法令または規則

③その他これらに類似の法令または規則

(6) 直接であると間接であるとを問わず、戦争等（注）に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(注) 次のいずれに該当するものをいいます。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）。宣戦布告の有無を問いません。

②上記①の過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃（国家によって、または、国家の指示もしくは管理のもとで実施されるサイバー攻撃をいいます）

③国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のいずれかに重大な影響を及ぼすもの

(ア) 重要インフラサービス（国民生活および経済活動の継続に不可欠なサービスをいい、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第3条第1項に規定する重要社会基盤事業者が提供するサービスを含みます）の利用、提供または完全性

(イ) 安全保障または防衛

複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

19

20

サイバーセキュリティ保険 包括職業賠償責任保険

重要事項のご説明

令和6年4月

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、包括職業賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、加入申込票 質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りが無いことを確認し、お申込みくださいますようお願いします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款および特約（以下「普通保険約款・特約」といいます）に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項	注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
------	----------------------	--------	---

この書面における主な用語について説明します。

被 保 険 者	補償の対象となる方をいいます。
保 険 期 間	保険のご契約期間をいいます。
支 払 限 度 額	被保険者が損害を被る場合に、引受保険会社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険申込書に記載された金額をいいます。損害賠償金だけではなく、争訟費用を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。
免 責 金 額	保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

包括職業賠償責任保険普通保険約款	各種特約
------------------	------

※サイバーセキュリティ保険は、サイバーセキュリティ特約がセットされた包括職業賠償責任保険です。

(2) 補償内容

- ①被保険者
記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方）のみが被保険者となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
- ②保険金をお支払いする主な場合
パンフレットの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」の「保険金をお支払いする主な場合」をご覧ください。
保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
- ③保険金をお支払いできない主な場合
パンフレットの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。
なお、パンフレットには主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
- ④お支払いする保険金
パンフレットの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」の「お支払いの対象となる損害の範囲、お支払いする保険金の額」をご覧ください。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これら補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(4) 支払限度額等

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ①保険期間： 保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます）は1年間です。
- ②補償の開始時期： 始期日の午後4時に開始します。
- ③補償の終了時期： 満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法

パンフレットに記載の保険料払込方法の通りとなります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。引受保険会社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項）

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書（注）の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。
- （注）ご契約時に引受保険会社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。
- (2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項	①保険申込書の※印がついている項目（下記②を除く）に記載された内容 ②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無
-------------	---

2 クーリングオフ（ご契約の申込みの撤回等について）

注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

III 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等（契約締結後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ（通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社まで連絡する義務（通知義務）があります。ご連絡がない場合は、保険期間の途中でであってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。

(注) ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

通知事項	①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合 ②上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合
------	--

- (2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①事業を廃止または譲渡した場合
②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
③上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります。
また返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

3 無効、失効、取消について

注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

- ①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- ②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

2 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳しくは 引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ（[https:// www.aioinissaydowa.co.jp/](https://www.aioinissaydowa.co.jp/)）をご覧ください。

3 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます）。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと

4 継続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

5 事故が起きた場合のご注意

(1) 事故の発生

- ① 事故が起きた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③ この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず事前に引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 引受保険会社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2) 引受保険会社所定の損害（事故）状況報告書		
引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類（注）		
(注) 損害賠償が請求されたまたは損害賠償の請求がなされるおそれを最初に知ったときの状況・日時・場所、申し立てられている行為、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。		
書類の例	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、被害者に対する通知書、保険金をお支払いできない事由の該当性を確認する書類	など
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料		
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本	など

(4) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類		
① 損害額および損害賠償請求権者を確認する書類		
書類の例	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部（個人）事項証明書	など
② 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類		
書類の例	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償金の支払いを証する書類	など
③ 共同不法行為の場合の第三者等に対する権利の移転を確認する書類		
書類の例	権利移転証（兼）念書	など
(5) 被保険者が負担した費用の額を示す書類		
書類の例	支出された訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書	など
(6) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類		
① 引受保険会社が損害または事故の調査を行うために必要な書類		
書類の例	調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）	など
② 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類		
書類の例	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書	など
③ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類		
書類の例	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書、法人代表者資格証明書	など

(4) 保険金のお支払時期

引受保険会社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までには保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(6) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

- このパンフレットは「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 「医師協サイバーセキュリティ保険」は「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」のペットネームです。
- この保険は東京医師歯科医師協同組合を保険契約者とし、同組合の組合員を加入者とするサイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険の団体契約です。保険証券、普通保険約款、特別約款、特約集は保険契約者（東京医師歯科医師協同組合）に交付されます。

指定紛争解決機関		注意喚起情報
引受保険会社との間で問題を解決できない場合		
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。		
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター		
ナビダイヤル （全国共通・通話料有料）		
0120-985-024		
24時間 365日受付		
※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。		
● 受付時間[平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）] ● 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。 ● 携帯電話からも利用できます。 ● 電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ● おかけ間違いにご注意ください。 ● 詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 （ https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html ）		

【お問合わせ先】

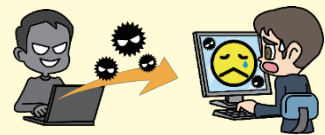
取扱代理店 **東京医師歯科医師協同組合 損保事業部**
住所: 〒101-0029 東京都千代田区神田相生町1番地
秋葉原センタープレイスビル16階
TEL: 0120-008-149
音声ガイダンス[2]（平日9:00～17:00）

引受保険会社 **あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**
広域法人開発部 営業課
住所: 〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL: 050-3460-8162（平日9:00～17:00）

（2025年6月承認） A25-100890

サイバーセキュリティ 緊急サポートのご案内

サイバー攻撃などのトラブル発生時に お客さまをしっかりサポート！



マルウェア感染などの
サイバー攻撃を受け、
事業活動がストップ



あいおいニッセイ同和損保
**サイバーセキュリティ
緊急サポート**へお電話



経験豊富なスタッフが、
**リモートサポートにより、
いつでも復旧対応**
24時間365日対応

よくあるトラブル例

ウイルスに感染し
パソコンの動作が
不安定になった！

添付ファイルを
開いたら
身代金を要求された！

デスクトップに
身に覚えのない
請求画面が表示される！



**サイバーセキュリティ緊急サポートは
サイバーセキュリティ保険にご加入のお客さま限定サービスです。**



※専用窓口の電話番号は、お送りする受領通知書（付保証明書）をご確認ください。

- 1.本サービスは、サイバーセキュリティ保険にご加入のお客さま（保険契約者または記名被保険者）のみご利用いただけるサービスです。
- 2.利用に際して特段の申し込み手続き等は不要で、利用回数に制限はなく、また利用料もかかりません。ただし、ネットワーク接続時のデータ通信費はお客さまのご負担となります。
- 3.本サービスは、提携会社（日本PCサービス株式会社）によりご提供するサービスです。
- 4.本サービスは、サイバートラブル（マルウェア感染やネットワーク接続不具合などの情報システムに関するトラブル）に関する初期の支援を目的に、電話による初期アドバイス、リモートサポートによるウイルス駆除やセキュリティ診断等をご提供するサービスです。
- 5.本サービスは、アドバイスや簡易的な処置をご提供するものであり、サイバートラブルを根本的に解決することをお約束するものではありません。
- 6.リモートサポートは、お客さまのネットワーク環境に接続することに同意いただいた場合に限りご提供します。お客さまの指示・同意に基づいて、遠隔操作にてお客さまのネットワーク環境上のマルウェアその他の不正なプログラムを駆除する場合があります。
- 7.本サービスの結果に起因して発生した事象について、あいおいニッセイ同和損保および提携会社は一切責任を負いません。
- 8.サービス内容を予告なく変更・中止する場合があります。

スマホ・PCからWEB申込が可能です!

PC: https://www.ishikyo.or.jp/cyber_web/



お申込は
こちら

※WEB申込のご利用には
WEB会員ログインが
必要です。

医歯協サイバーセキュリティ保険 加入申込票 兼 告知書

保険契約についての重要な事項に関する説明書類を受け取り、加入内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに、これまでに情報セキュリティ事故が現実が発生したこと、もしくは発生のおそれが生じたことがないことを確認し、医歯協サイバーセキュリティ保険【支払限度額3億円コース(サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険)】の加入を申し込みます。

1 新規加入 (東京医師歯科医師協同組合の組合員の法人または開業医に限りです)

保険期間: 2025年9月1日午後4時から1年間

中途加入は申込日の翌月1日午前0時から2026年9月1日午後4時まで

2 変更

※ご継続されない場合は東京医師歯科医師協同組合へご連絡ください。

申込日	西暦 年 月 日					
加入者名	フリガナ				印	
	個人の場合はフルネームでご署名ください。 法人の場合は法人名、肩書、代表者名を記入し、法人印をご捺印ください。					
医療施設所在地	(〒) 電話 ()					
医療施設名	フリガナ					
	複数の診療所を開設されている場合は、任意の1か所をご記入ください。					
加入プランと 月払保険料	▼ご加入を希望するプランに○印をお付けください。 ※A2、S2、S4プランはご開業から1年以上経過している個人開業医さま、法人さまが対象です。 ※S3、S4プランは確認項目に該当する場合ご加入いただけます。					
	基本プラン			充実プラン		
	A1	A2	S1	S2	S3	S4
					以下の確認項目に該当します	
					☒	☒
		3,030円	4,040円	6,060円	7,600円	10,440円 11,980円
確認項目	①社内規定により、送金額に応じた決裁(チェック)体制を定めている。 ②オンラインでの送金を処理する前に、担当者以外の者によるダブルチェックを実施している。 ③送金先の担当者または口座の変更のメールがあった場合、送信元のメールアドレスが正しいアドレスであることを確認するか、電話等メール以外の手段により振込先を確認している。					
※告知事項	▼有の場合、下記にご記入ください					
他の同種の 保険契約・共済契約等 記入欄	有	会社名		保険種類		
		満期日		保険金額・支払限度額 千円		

※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失により、お申出いただかなかった場合や、お申出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

キリトリ線